

令和5年度
長野県住宅審議会（第1回）
会 議 録

日 時：令和5年7月27日（木）午後2時から
場 所：長野県庁議会増築棟401号会議室

長野県建設部

令和5年度 長野県住宅審議会（第1回）

令和5年7月27日

○事務局（建築住宅課 佐々木主任専門指導員）

定刻前ではございますが、出席予定の委員さんの皆様お揃いになりましたので、ただいまから長野県住宅審議会を開催いたします。本日の進行を務めさせていただきます、長野県建築住宅課の主任専門指導員の佐々木と申します。よろしくお願いたします。本日はお忙しいところ、本審議会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。それでは、会議に先立ちまして、建築技監兼建築住宅課長の塩入より御挨拶を申し上げます。

○事務局（建設部 塩入建築技監兼建築住宅課長）

長野県建設部の塩入でございます。武者会長様をはじめ委員の皆様方には、本日も大変お忙しい中、御臨席を賜りましてありがとうございます。また、日ごろより住宅行政をはじめとする県行政の推進にあたりまして、大変な御理解と御協力を賜っておりますことを改めまして厚く御礼を申し上げます。県の施策の状況でございますけれども、県では本年度を初年度といたします、新しい総合5か年計画「しあわせ信州創造プラン3.0」をこの4月よりスタートしたところでございます。基本目標を、「確かな暮らしを守り、信州からゆたかな社会を創る」といたしまして、八つの新時代創造プロジェクトを掲げるなど、これからの県づくりに県民の皆様とともに取り組んでまいることとしております。また前回1月の審議会におきましては、住宅分野におけるゼロカーボンの推進、居住支援の取り組み、公的賃貸住宅の安定供給につきまして、皆様方から御意見を賜りました。その後、取り組み、検討を進めてきたところでございます。本日は、その後の県の取り組み状況や国の動向などを御案内申し上げまして、委員の皆様方からの御意見を賜りたく存じます。忌憚のない御意見を賜りますようお願いを申し上げます。開会にあたりましての挨拶といたします。どうぞよろしくお願いたします。

○事務局（建築住宅課 佐々木主任専門指導員）

本日の委員会は原委員と平賀委員から欠席の報告をいただいております。委員10名中8名に御出席をいただいております。長野県附属機関条例第6条第2項に定めます、委員の過半数の出席要件を満たしておりますので、会議が成立しておりますことを御報告いたします。本日の審議会から新たに小山委員に御出席いただいておりますので、ここで一言、御挨拶をいただきたいと思います。

○小山委員

改めまして皆様、こんにちは。ただいま御紹介をいただきました公益社団法人長野県宅地建物取引業協会専務理事を務めております小山と申します。どうぞよろしくお願いた

します。皆様方には前回まで大変お世話になっておりました小野でございますけれども、実は昨年急逝いたしまして、その代わりということで本日の委員会からお世話になります。どうぞよろしく願いいたします。

○事務局（建築住宅課 佐々木主任専門指導員）

ありがとうございました。次に、本日の審議会資料の確認をお願いいたします。次第の裏面に資料の一覧がございます。委員の皆様には、あらかじめ資料をお送りしておりますが、その後、特に修正等ございませんので、そちらの資料でお願いしたいと思います。それから追加の資料としまして、机の上に、信州健康ゼロエネ住宅の助成金のリーフレットを2種類御案内させていただいております。新築タイプとリフォームタイプということで御案内しておりますので、そちらも使って説明をさせていただきたいと思っております。資料の不足がございましたら事務局にお申し出ください。なお本日のおおむね15時30分に終了させていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。それでは、ここからの会議の進行は長野県附属機関条例第6条第1項の規定により、武者会長をお願いいたします。よろしく願いします。

○武者会長

皆さん、暑い中お集まりいただきましてありがとうございます。着座で失礼いたします。今回は、いよいよポストコロナをにらんで住宅も産業としても、それから働き方、暮らし方にしても、かなりやはりポストコロナをにらんだ住宅の在り方というようなことを考えていくというようなステージに入ったのかなというように思っております。今回も先ほど課長さんから御紹介があったとおり、長野県の総合5か年計画が走り出しまして、昨年度も住生活基本計画を策定しておりますし、いよいよ大きなビジョンから具体的な計画等々に落とし込む、ブレイクダウンするような段階に入ってきたのかなということで、よりやや議論が具体的になってくるかなというふうに思っておりますので、また皆さんの専門性を是非生かしていただいて御意見いただければありがたいと思っております。それでは、早速議事に入りしたいと思いますけれども、先立ちまして、いつものように議事録の署名委員のほうを御指名させていただきます。これは順番をお願いしておりますが、今回は鈴木委員それから大森委員のほうをお願いできればと思いますので、よろしく願いいたします。それでは、議事(1)「長野県マンション管理適正化推進計画の策定について」ということで、事務局のほうから資料の説明をお願いしたいと思います。

○事務局（建築住宅課 小林建築管理係長）

建築住宅課建築管理係の小林と申します。私からは「長野県マンション管理適正化推進計画の策定について」説明させていただきます。まずお手元の資料1-1を御覧ください。「長野県マンション管理適正化推進計画の策定について」でございます。現在、全国で築40年を超えるマンションは115.6万戸。また10年後には約2.2倍の249.1万戸。20年後には約3.7倍の425.4万戸となるなど、今後、老朽化や管理組合の担い手不足が顕著な高経年マンションが急増する見込みとなっております。このため、マンションの老朽化を抑

制し、周辺への危害等を防止するための維持管理の適正化や、老朽化が進み維持修繕等が困難なマンションの再生に向けた取り組みの強化が喫緊の課題とされております。このような中、令和2年6月に「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」が改正され、国において基本的な方針を策定するとともに、地方公共団体が地域の実情等に応じてマンションの管理適正化を効果的に推進できるよう、三つの制度的枠組みを創設いたしました。こちらの制度の概要については、お手元の資料1-2を御覧ください。1枚目、マンション管理適正化法の改正としまして、国によるマンションの管理の適正化の推進を図るための基本方針の策定でございます。国が策定した方針に基づき、地方公共団体が各地域のマンション管理適正化を推進します。この推進について事務主体は、市の区域についてはそれぞれの市が、また市以外の区域については都道府県となり、長野県は県内の町村を一括して推進施策を行っていくこととなります。この改正により作られた三つの制度は資料の下半分の表を御覧ください。まず一つ目、マンション管理適正化推進計画制度というものがあります。これは国の基本方針に基づき、地方公共団体がマンション管理推進のための計画を策定するものとなっております。それに基づきまして、一定の基準を満たすマンションが策定した管理計画を認定することができる管理計画認定制度がございます。そして三つ目の制度が、マンション管理の適正化のため必要に応じて地方公共団体が助言、指導および勧告をすることができるとなっております。これら三つの制度を一体として運用することで、マンション全体の管理水準の底上げを図るものとなっております。それでは先ほどの資料1-1のほうにお戻りください。2番の「策定根拠」ですけれども、こちら資料に記載のとおり、市は当該市、町村は都道府県が適正化の推進を図るための計画を作成することができるとなっております。3番「計画の性格」ですけれども、推進計画の作成により、マンションの立地状況や施策の方向性にあわせ、管理状態の良好なマンションの管理計画の、これは後ほど説明するマンション長寿命化税制適用の要件となっております。その他、管理不全のマンションに対する助言、指導が可能となっております。資料1-2を御覧ください。1枚めくっていただいて2枚目の「マンションの管理計画認定制度の概要」を説明させていただきます。推進計画を定めた地方公共団体では、一定の基準を満たすマンションの管理計画の認定が可能となっております。また、この認定制度を通じて、それぞれ管理組合による管理適正化に向けた自主的な取り組みが推進されるほか、市場で高く評価されるなどのメリットが今、期待されているところです。管理計画の認定の流れですけれども、資料の下半分の図にイメージが書いてございます。マンションの管理組合の管理者等がそれぞれ管理計画を策定し、それを地方公共団体に対して認定するものとなっております。申請を受けた地方公共団体は、それを認定し、認定したあとは5年ごとの更新を行っていくこととなっております。認定基準については、主なものとして四つありますけれども、修繕その他管理の方法、修繕積立金の金額なども記載するものとなっております。管理適正化を推進することでマンションの売買予定者だけでなく、今実際にマンションに住んでいる区分所有者や居住者にとってもメリットが期待されるものとなって

おります。続けて資料の3枚目を御覧ください。資料1-1にありました、マンション長寿命化税制の概要についてです。こちらは国が始めた新たな税制の特例措置となっております。内容としましては、一定の要件を満たしたマンションが長寿命化工事を行ったとき、固定資産税を減額するという制度になっております。また、この長寿命化税制が認められる要件の一つとして、「管理計画の認定」を受けていることというのがございます。この計画認定が長寿命化税制の優遇を受ける要件の一つとなっておりますが、この認定を受けるためには、各地方公共団体で計画の作成が必要となっております。それでは、もう一度、資料1-1のほうにお戻りください。4番の計画の概要でございます。この推進計画に記載する項目として、法律では①番から⑦番までの項目が定められております。一つ目が、マンションの管理の適正化に関する目標。例えば、これは、何に注点をおいて施策を進めるかですとか、例えば管理水準をどこまで引き上げるかといったようなことを記載するものとなっております。2番目として、マンションの管理の状況を把握するために当該都道府県等が講ずる措置。3番目が、マンションの管理の適正化の推進を図るための施策。4番目に、管理組合によるマンションの管理の適正化に関する指針。5番目に、マンションの管理の適正化に関する啓発及び知識の普及に関する事項。6番目が、計画期間。最後7番目として、その他マンションの管理の適正化の推進に関し必要な事項ですが、マンション管理計画認定制度の意義、運用について記載するものとなっております。最後に、今後の作業予定でございます。まず県から市町村の意向確認等を行い、また必要に応じてそれぞれの市町村の個別調査を行っていきたいと考えております。意向確認が終わったところで、計画素案の検討を行い、計画への意見聴取を行っていきたいと思います。資料には記載していませんけれども、この計画素案については、改めて審議会にもお諮りしたいと考えております。最後に、年度内に計画の策定、それから公表を行いたいと考えております。説明は以上になりますが、御意見を賜ればありがたいです。よろしく申し上げます。

○武者会長

ありがとうございました。それでは今の御説明について、御意見あるいは御質問等があればお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。ちなみに、今後のスケジュール感というか、どういうような。大体、日程で進められるのでしょうか。

○事務局（建築住宅課 小林建築管理係長）

まだ具体的には定めていませんが、この夏秋以降にまた市町村に調査等、また意向確認等を行いまして、それから素案の作成に入っていければと考えております。

○武者会長

なるほど。年度内にはもう。

○事務局（建築住宅課 小林建築管理係長）

そうですね。

○武委会長

素案作成等も行って。そうですね。忙しいというか。

○事務局（建築住宅課 小林建築管理係長）

そうですね。

○武委会長

はい。いかがでしょうか。田中さん。

○田中委員

質問なんですけれども、これっていうのは新築のマンションも既存のマンションも両方対象に、対象アンケートを検討しているのは。それがちょっと分からない。見ていると、今の既存のところに対して、この適正化をしていくようにしているのかなと。

○事務局（建築住宅課 小林建築管理係長）

対象となるのが、築後20年以上が経過しているマンションとなります。

○田中委員

そうですか。はい。

○武委会長

田中委員、よろしいですか。

○田中委員

分かりました。できれば新築のときに、こういうのを作れて当然だと思うんですね。逆に今までなかったのがおかしいと言ったら失礼なんですけど、マンションってすごく大きいものを建てるので、本当に正直、こういうのが建っちゃったから、あとどうするかって、あとから考えているように捉えられます。これはやっぱり建てるときにもう少し山間地のマンションはどうなのかとか。そういうところも含めたところで評価ができるような仕組みになっていくとよりいいのかなと。やはり最後は、これ行政代執行するのであれば、ちゃんとした計画ができていないマンションには1億円補助金を出すよと、もう1千万円浮くわけですね。そういう感じのお金のうまい使い方というものを考えていくようなかたちで、長野県全体で行政の、公営住宅もそうなんですけど、そういうところもしっかり。まず作る場所も含めて考えていくっていうことを逆に公営住宅としては、やってもいいんじゃないかなと。これからのマンションには、そういうものを作ってよっていうのをやってもいいんじゃないかなと思います。材木屋としては、木造のほうが非常にリサイクルもしやすいですし、というところもあって、そういうのも要件に入れていただいて。それは業

界としてもお願い、心情に近いところもありますが、例えば長いスパンで見るというのも新築のときから、またリフォームも含めて、組み込んでいただければ幸いかなと思います。

○事務局（建築住宅課 小林建築管理係長）

御意見ありがとうございます。

○武委会長

よろしいですか。では次、荒井さん。

○荒井委員

今と同じことだったんです。新築からやるべきだと。もう一ついいですかね。長寿命化工事を過去に1回以上適切に実施していないと申請ができないというふうにも読み取れるんですけども、これは結構足かせになっちゃって、20年間1回もやらないところって結構あるような気がするんですよね。それで、やってないで、今度良好な管理体制をとろうと思って申請しようと思って、1回もやっていないから要件から外れてますね、と言われちゃうような気がするんですけど、私のこれは、取り方が違うということですか。

○事務局（建築住宅課 小林建築管理係長）

長寿命化税制の適用対象となるためには、過去に大規模修繕工事を実施していることとなっておりますので、計画の認定自体には影響しないと思います。

○荒井委員

はい。分かりました。

○武委会長

ほかいかがでしょうか。江口委員さんお願いします。

○江口委員

これは県と市町村で大体、県住の市町村で持っている、民間関係なしで、どのくらいを把握しているんですか。県住なんか特にそういうのは、いっぱいあると思うんですけども。

○事務局（建築住宅課 小林建築管理係長）

計画策定の対象になっているのが、県内にある分譲マンションですが、おおよその数しか把握できていません。

○江口委員

分譲なんです？

○事務局（建築住宅課 小林建築管理係長）

分譲マンションだけです。

○江口委員

賃貸は関係ないんだ。

○事務局（建築住宅課 小林建築管理係長）

そうです。賃貸は関係なくて、分譲になっております。

○武者会長

私もちょっといいですか。江口委員と一緒に、おおよそのなんか、どのくらいの概数をちょっと知りたかったんですけど、そういうのって今は把握されていますか。

○事務局（建築住宅課 小林建築管理係長）

おおよそですと市がおそらく400棟前後で、そのほか町村ですと130～150棟。そのくらいではないかなと。

○武者会長

分かりました。マンションの定義っていうのは、これはどうなっているんでしょうか。分譲マンションっていうのは。

○事務局（建設部 塩入建築技監兼建築住宅課長）

区分所有されている建物ということによろしいかと思えます。

○武者会長

区分所有で建ててイコールマンションということですかね？はい。分かりました。ほか、よろしいですか。小山さん。

○小山委員

質問なんですけれども、割とマンションレーベンさんが作ったような物件というのは、マンション管理業者が入って、しっかり管理されているケースが多いと思います。ただ、自主管理になっているようなマンションというのが非常に問題だと思うんですけども、そういった中で、マンション管理士という、いわゆるマンション管理をする国家資格を持っている方がいますけれども、そういった方々の活用とかっていうのは、何か考えはありますでしょうか。

○事務局（建築住宅課 小林建築管理係長）

今のところ予定はないんですけども、また今後計画を作る中で、そういった専門家の方からも意見をちょうだいできればと考えております。

○小山委員

はい。ありがとうございます。

○武者会長

ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。出た意見の中で、新築は対象にならないという。築20年以上というのは、これはもう制度上では動かせないところなんですかね？仕組みとしては。

○事務局（建築住宅課 小林建築管理係長）

すみません。先ほどの説明が誤っておりまして、長寿命化税制の対象になるのが築20年以上ということなので、計画認定については制限がありません。

○武者会長

まったく関係はないということですかね。

○事務局（建築住宅課 小林建築管理係長）

そうですね。申し訳ありませんでした。

○武者会長

はい。分かりました。よろしいでしょうか。ほかに。検討事項としては、先ほど出たマンション管理士との連携といいますか、その辺のところは、おそらく意見ということになるかと思いますので。ほかによろしいでしょうか。ありがとうございました。

○事務局（建築住宅課 小林建築管理係長）

ありがとうございました。

○武者会長

それでは、次の審議事項（2）のほうに移らせていただきます。「市町村居住支援協議会の設立促進について」事務局のほうから説明をお願いしたいと思います。

○事務局（建築住宅課 山田主任）

建築住宅課建築企画係の山田と申します。本日はよろしく申し上げます。資料2の「市町村居住支援協議会の設立促進について」御説明をさせていただきます。資料の2ページをお願いします。長野県では令和4年2月に策定しました「長野県住生活基本計画」において、住宅確保要配慮者が円滑に住宅に入居できるように、住宅分野と福祉分野による連携と共同のもと、地域の実情にあった居住支援体制を構築するため、市町村に対して居住支援協議会を設立するように目標を定めまして働き掛けを進めることとしています。計画の初年度である昨年度、令和4年度は、市町村に対してどのように働き掛けを進めていくか、国土交通省の「居住支援協議会伴走支援プロジェクト」というものに応募しまして、

国の支援をいただきながら検討や取り組みを始めました。次のページをお願いします。こちらは伴走支援プロジェクトによる昨年度の取り組みをまとめた資料になります。プロジェクトでは、国や有識者や先進自治体の皆様からいろいろな御助言や御意見をいただきまして、働き掛けの前に市町村を支援する県の体制を整えるべきということで、県職員向けの勉強会を行い、市町村に近い立場である建設事務所が主体となって、市町村に働き掛けを行う体制をとることとしました。次に、長野県は市町村の数が77と多く、全市町村横並びの同時並行で支援を行うのは難しいのではないかとということと、対象を絞って集中的に働き掛けを行うべきなのではないかといった助言をいただきましたので、建設事務所の圏域ごとに1～2市町村の合計12市町村を抽出しまして、現状の課題などのヒアリングを行うとともに、市町村職員向けの勉強会を行いました。勉強会では、居住支援の必要性や住宅と福祉、行政と民間が連携することの重要性などを共有しました。また行政と福祉と不動産の関係者の顔が見える関係づくりを進めるために、関係者が集まる居住支援関係者連絡会というものを地域ごとに開催することにしまして、昨年度は松本市において開催して、関係者の各自のできることの共有や、居住支援に関する意見交換を実施しました。以上が令和4年度に取り組んだ内容になります。次のページをお願いします。今後の取組方針ですが、昨年度松本市で実施した関係者会議を顔が見える関係づくりを進めるために、ほかの地域でも実施したいと考えておりまして、現在、建設事務所の担当が地域の情報収集や関係者への説明、ヒアリングなどに取り組んでおります。一番下に現状の課題というものを記載しましたが、市町村に居住支援の必要性を伝えるためにも、社会福祉協議会やまいさぼ、居住支援法人など実際に支援や相談を受けている現場の皆様と課題を聞きながら、どのように関係づくりを進めていくか検討を進めているところです。今回委員の皆さんに御意見をいただきたいのが、実際に顔が見える関係づくりを進められると、次は関係者が同じ方向を向いて連携ができるような雰囲気づくりや、機運の醸成が必要になってくるかと思えます。住宅確保要配慮者を入居させたい福祉側と入居をさせることに不安を感じている不動産会社や大家さん側の考え方や立場の違い、現場で支援をしている福祉関係者と、課題をなかなか実感しづらい行政職員の認識のギャップなどをどう解消して擦り合わせていけばいいか御意見をいただければありがたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。最後に次のページですが、こちらは補足資料になりますが、昨年度の審議会で御説明しました住宅確保要配慮者のすまい探し協力店について、4月から事業開始となりまして、不動産業者を募集したところ6月末時点で14店舗の登録をいただきましたので、情報共有とさせていただきます。以上で資料2の説明を終わります。ありがとうございます。

○武者会長

ありがとうございました。今御説明があったとおり、これからまさに具体化していくといますか、特に連携体制を構築していくというところが、非常にハードルが高いような感じがしておりますけれども。どうでしょうか、皆さん、御説明を受けて。特に県のほうで今まさに課題ですね。この辺りを中心に御意見をいただければと思っておりますけれども。江口さん、お願いします。

○江口委員

私どもが市のほうとも、ちょっと今話しをしているのが、福祉施設に入るほどじゃない、元気ですけども、冬は雪で住めないから、高齢者のためのシェアハウスを考えるかというようなことをやっているんですけども、そういったところが意外と。元気ですけども、冬場だけ支援が欲しいというような人たちも結構われわれのところは増えたりして、どういった方向でやっていったらいいかというのも、私今頼まれて、当社で見本を作って市で買い上げてやってみるかなんてというような話もしているんですけども。そういうのが今後増えるんじゃないかと思われるので、是非とも何か、そういったいい方向で。今一番困っているのが、夏場はどうするっていう話になっているんです。夏場は使い道がないねと。だからそういったものに何か使い道を考えていく方法みたいのがないのか考えていければ、こういったところで生かせるんだったらば、していただければありがたいかなと思います。

○武者会長

私なんかは、どちらかという、その地域に江口委員さんのような方がいること自体が、結構連携の肝だとは一方で思うんですけども。今の御質問に何か、事務局のほうでお答えすることはありますでしょうか。

○事務局（建設部 塩入建築技監兼建築住宅課長）

会長さんからもおっしゃっていただきましたように、地域でプレイヤーになっていただく方が増えていくのが、一つの連携をとる中での大きなところになってまいりますし、江口委員さんが実際に活動されている中での御意見は大変参考になるところでございます。ありがとうございます。今の御発言の中で、おそらく仕組みとしての連携をしてつなげていくということと、もう一つは、様々な居住の選択肢を整えて、受け皿が整っていくということと2面あるかと思えます。いずれも大変重要なところかと思えますので、しっかりと関係機関と共有しながら進めさせていただければと思います。ありがとうございます。

○武者会長

ほかにいかがでしょうか。

○鈴木委員

今も話に出たんですけども、シェアハウスというのが話に出ました。本当に一人暮らしであったりとかっていうような方が、やはり一番、在宅で冬もしくは、こういうふうに暑い夏が困っているということで、今のようなシェアハウス等を考えていければいいなというように思ったんですけども、本当に介護メンバーは、いろいろな問題、いろいろな細かいことがたくさんあるんですよ。住宅に関することであれば、本当に介護予防の方たちですよ。そういう人たちで、やはり一人暮らしで、やはり融合というようなところ、居住地を変えるというようなこともあります。そんな中で、福祉の建築とかとの連携というふうには言えますけれども、その前の段階でもっと問題をしっかり組んで、それをまた

こういうふうには建築の方々とこういうふうには話し合うとか、そんなところをもっと重視したほうがいいのかなんて思います。そうすれば、やはり具体的なところがもっと上がってきて、また一緒に、今ここの図にあるような話し合いができるんじゃないかなと思いますし。本当にどちらかというとな松本市は今、介護福祉士、会員の中でも、医療と介護の連携というようなところ、そんなところを今一生懸命つなげていこうというようなところを今、考えてもおります。そんなところも考えますと、それとこれとまたこういうふうには合体していけば、またいいようなかたちになるんじゃないかなと、ちょっと思ったんですけども。いずれにしても、この前の段階のところでもっと何か地域包括とか、そこら辺でもっと持っていくようなかたちがいいんじゃないかなと思います。まいさぼというようなこともありましたが、これは本当に長野市とか、こっちのほうはすごく進んでいるんですよ？たぶん。違います？そうですね？変な話、松本市とか、こちらに来ると、それがあまりちょっと活用されていないのかな。全然話が違うほうにいつちゃうんですが、そういう連携というか、実際現場に行ったときに障がいの人と本当に高齢者と住んでいて、すごく困っているとか。それをもっと解決しようというときに、そこに手が入らないから介護福祉士のほうで一緒に見ちゃうというような例もあるんですよ。つなげていけないというところも実際はあるんですよ。なので、そこら辺をもっと広めていければ、それがまた居住のほうにもつながっていけばいいんだと思います。これから障がい者の方たちの住宅とか、そういうのも本当に考えていかなければいけないような時代になると思いますので、そこら辺もちょっと考えていけたらいいなと思いますので、よろしくお願ひします。提案ではないですが。

○武者会長

ありがとうございます。貴重な御意見。今おっしゃられたのは、まさに協議会というカチットしたものを作る以前の問題が結構実は、そこまでの道のりが長いというようなお話だと思うんですよ。確かに地域包括支援と地続きのような問題ですし、そういう関係者と今まで、例えば不動産の方とか建築の方とか連携してきたかというとな、なかなかこれまでは難しかったんじゃないかなと思うんですよ。その辺りが、一足飛びに協議会設立みたいなのところに行く以前にいろいろなやるべきことがありそうなの、今御意見を伺っていて感じましたけれども、事務局のほう何かありますか。

○事務局（建設部 塩入建築技監兼建築住宅課長）

ありがとうございます。最終的には今お話をいただきましたように、まずは関係する方がきちんといろいろなことが共有できたりですとか、問題解決に向けての、いろいろな今ある課題が見えてくるということが非常に大切なのところだと思います。昨年も実は勉強会を開催したという話を先ほど説明させていただきましたけれども、その中で初めて行政の中でも福祉関係の者と住宅関係の者、また福祉の関係の団体の皆様が会しての勉強会というかたちでしたので、これまでお互いに見えてこなかったところが見えてきたというところで、かなり成果があったというような手応えを感じたところです。本年度につきまして、実は、昨年度末から始めておりますけれども、各地域で建設事務所の単位になりますけれ

ども、同じような取り組みを重ねていきたいと考えておりました、今御指摘をいただきましたところ、非常に大切なところだと思いますので、しっかりと取り組みの中に生かしていくことができると思います。実際には一番大きなところは、福祉のサイドの現場で非常に御苦勞をいただいているという声が、実はなかなか住宅サイドには、これまで十分に伝わりきっていなかった側面がありそうだとこのところが見えてきておりました、そこは、しっかりと。そのこと自体が、そのものがいろいろな活動につながってくると考えております。今御指摘のようなところも踏まえながら、しっかりと取り組んでいければと思いますので、よろしくお願ひします。

○武者会長

ありがとうございます。そうですね。縦割りをどう乗り越えるかというところですが。現状の課題のところ、市町村がバラバラ、腰が重いというようなニュアンスのことが書いてありますが、これは、この辺りはどうでしょう。大森委員さん。市町村役としてはどんな関わる難しさがありそうでしょうかね。これは。

○大森委員

私、この協議会が、しっかりどういうふうな働きをするのかっていうところが、しっかり分かってなくて申上げるのも何かと思うんですけども。本当に入るところがない方に入りやすくするというのは、とても福祉のサイドはありがたいことだなという半面、前回も言ったんですけども、入っていた方が、身寄りのない方が、そこで生活をできなくなって、施設に入ったり亡くなられたりしたあとの処理をどうするのかとか、住んでいても、本当に生活があまりにも立ち行かなくて出て行ってほしいというようなときに、自分たちでは転居する力もなくてというような事例なんかもあったりして、どうしてもそういうところを対応するところがないと、市町村とか協議会とかがしなくちゃいけないというふうになってしまうのではないかなというふうな。実際今の時点でも、どうしてもそういうことにやらざるを得なくて、やるところがないとなれば、かなり市町村は業務を超えて手を出している部分も多いかと思うのですが、そういった方が増えていくという、高齢者が増えていくだろうという見通しの中で、行政もそこまで全部をやり切れないう思ひも持っているんじゃないかなというふうに感じています。なので、前回会長さんがそういったところをしっかりとNPOと連携してできるような仕組みを作ったりというようなことをおっしゃってくださったかと思うんですけど、そういう道筋がしっかり見えていれば市町村も、住民の皆さんの生活しやすいところを支援したいという気持ちになるのかなというふうに思ひます。

○武者会長

ありがとうございます。一つは、やはり市町村管理が現状、リソースが足りないというか、全体的に。そんな感じがあるようですね。だからその中で、こういった協議会を作っていくと、単にメンバーはこれだけいますという見かけだけの連携になっていって、実は全然、こういう横のつながりがないような、連携と言いつつも。ということになってい

くんですね。実態としては、むしろここに属人的な支援となっていることが課題とは書いてあるんですけど、現実、江口委員さんのような地域の方が属人的にむしろやっているほうが現実というか、そういった実態があると思うんですよね。その辺をいかに運用していくか。ちょっとこれはなかなか簡単な問題じゃないと思いますけれども、いずれにしても、きょうの御意見を踏まえて御検討いただければと思います。

○江口委員

ちょっといいですか。

○武者会長

はい。

○江口委員

是非お願いしたいのが、親が軽度の知的障害だとか身体の障害。先に死んでいくので、この家には無理だということをする人が結構いらっしゃるんです。といったときに、その人たちが結局住む場所、この家の維持は絶対無理だから、何か考えてくれないかという話を結構聞くものですから、先ほど言われた高齢者きりじゃなくて、是非とも。市町村に行ってこの話をしてもほとんど高齢者のこときりに触れて、そういった方々に対しては触れないケースのほうが多いものですから、親なんかから、そういう相談受けたものですから、是非ともそういったものも含めてお願いしたいなと思います。

○武者会長

そうですね。こういう生の意見が。現状、江口さんとかに行っているわけですよね。だから、そこをうまくもうちょっと連携してサポートできるといいんですけどもね。

○田中委員

おっしゃるとおり、先ほど会長の説明の不安な声っていうのが、はっきりしていなくて、大家さんも何となく不安でちょっと遠慮するという感じになっていくんですよね。そういう不安点というか課題をまず洗い出してみて、それを各組織とか連携していくことでどう解決できるのかというのをやっていくと、より具体的にまた道筋も見えやすいのかなと思います。それは大家さんも不安があったら貸せられないですよ。やはり不安が何かをまず分かってないんだから仕方ないんじゃないかなと思っております。漠然と不安。じゃあ何が不安かっていうのははっきりするという、まずそこからの一つの糸口なのかなというふうに思います。課題だと思っております。

○武者会長

そうですね。これは空き家の話も一緒ですけどね。やはり大家さんが貸す人に対して信頼、あるいは仲介する人に対して信頼がないと貸さないですよ、基本的に。そういう何か役割が協議会なるものに果たせるのかとか。

○小山委員

よろしいですか。

○武者会長

どうぞ。

○小山委員

先日、われわれ宅建協会と福祉の方を交えた、建設部の課長さんも一緒に会議をする場を作っていただいたのですね。われわれ不動産ですので、福祉の関係のほうを全然知らなかったんですけども、まいさぼというそういう活動の詳しい内容も全然知らなかったのですね。そのまいさぼさんの中では、例えば賃貸の連帯保証人になってくれるというような業務もやってらっしゃるといような話も初めて聞いたんです。ですので割と福祉関係の皆さんは、われわれ不動産とか民間の賃貸の実情を御存じないし、われわれは福祉関係とかまいさぼさんとかやっている活動の内容を知らないというのが、現状だと思うので、まずは、何か成果を出すというよりは、まずはお互いのことを知り合う協議会というみたいなものは、このあいだは非常に参考になりましたし、有益な会議を設けていただいたと思っています。結局、例えば分かりやすい例でいくと、高齢者の方なんかは、まずは福祉関係にお世話になる前に自立して自分で生活できるようには、民営社とか賃貸でお住まいになって、認知症とか入ってきたときには、福祉施設に移られて。それでまた棒読み等になってきたときは、ケアマネさんを中心におそらく病院のほうに移っていくというライフスタイルが、最後にはなっていくと思うんですけども、やはり、それをこのやはり連携がうまく取れていない。それから、それぞれの役割分担のこともよく分かってない。それぞれが理解し合えていないというところが、やはり課題なのかなというふうには思います。ですから、そういった意味では、協議会みたいなかたちで、お互いを知り合うという場は、あってもいいと思うんですけども。

○武者会長

是非そういうところの段階から少し御検討いただければと思います。ほかの委員さん、よろしいでしょうか。では、これについては、この辺にしまして。次、3番目の議事に移りたいと思います。審議事項(3)「公的賃貸住宅の安定的な供給について」ということで公営住宅室のほうから御説明をいただければと思います。

○事務局（建築住宅課 樋口公営住宅室長）

公営住宅室長の樋口でございます。本審議会に設置いたしました公的賃貸住宅のあり方検討専門委員会におきまして、前回本審議会に御報告させていただいた以降、2回ほど開催いたしましたので、その審議状況等につきまして本日御報告をさせていただきます。資料3の別紙という一枚ものを御覧いただければと思います。あり方検討専門委員会におきましては、三つの論点ということに着目しまして、下段にありますけれども、本審議会へ

の御報告等とかを含めて第3回、第4回というようなかたちで令和5年度6月まで審議をしてきております。全体的に、この2ページにお示ししてあるスケジュールに沿って進めていきたいと思っております。本日は3回、4回で、委員会で御説明した資料の一部も活用させていただきながら、きょう審議会の委員の皆様からも忌憚のない御意見をいただければと思っております。そういったきょうの御意見も踏まえまして、専門委員会のほうの第5回以降で意見の集約というようなかたちを図っていきたいと考えてございますので、きょうはまた委員さんのほうも様々なお立場で、いろいろと御意見をいただければと思っております。よろしくお願ひします。それでは資料3をお願いいたします。まず一つ目の論点の「供給対象とすべき世帯等について」でございます。2ページの資料につきましましては、住宅セーフティネットの政策の根幹であります生活保護世帯、高齢者、障がい者、子どもを養育している世帯などへのカバー率はどんなものかというような御指摘もいただきましたので、現状をまとめたものでございます。表の中ほどのオレンジの字ですけれども、県営住宅の入居割合につきましまして、令和3年4月時点で記載のような状況でございます。市町村への公営住宅につきましても同様の入居割合というふうに推計いたしまして、この表の右のところがございますけれども、県下全体、県営市町村営を含めた公営住宅の入居割合というようなかたちを図っているものでございます。全体に対するウェートが大きいのは、ひとり親世帯それから生活保護世帯というようなところが見受けられます。続いて資料の3ページ、4ページでございますけれども、小さなもので恐縮でございますが、人口親世帯の将来推計を俯瞰して初歩的な視点を考えることも必要であるという、本審議会での御指摘も踏まえまして、長野県と全国の推計データをお示ししたものでございます。3ページのグラフは、高齢者の人口をオレンジ、それから高齢者の世帯の数を黄色で示しております。長野県本県それから全国ともに2040年がピークと推計されて、高齢者のほうも2040年以降は、絶対数のほうは減少してくるという見込みでございます。また青につきましましては子育ての世帯数でして、本県と全国では、若干この減少度合いに少し差がありますがけれども、2040年を見ますと、ほぼ同様の減少率でございます。それから、障がい者につきましましては将来推計のデータがございませんので、本県の推移計画においては将来的なものは、ほぼ横ばいというような推計をしているということでお聞きしています。4ページでございますが、こちらは全国の人口ピラミッドでございます。2040年で高齢者人口がピークを迎えて2060年ごろになりますと、突出した年代が、ほぼない状態というようなことになろうかという見込みでございますので、こうした状況から短期、中期、長期というような時間軸をいろいろ考えながら意識して検討していくことが必要かなと思われま。5ページでございます。こちらのほうは入居者の皆さんに応募に至った経緯などをお聞きしたアンケートをまとめたものでございまして、(2)の当選までの応募回数が結構年代別に特徴がございます。年代が上がるほど応募回数が多ございますので、ここにという気に入った団地への入居をずっと期待しているというような様子が伺えます。6ページの(3)応募理由でございますが、それぞれの年代とも家賃の安さというのが圧倒的な理由ということでございますが、ついで間取りの良さというようなことが各年代共通でございます。それから、50代までの生産人口につきましましては、勤務先。それから60代を過ぎますと、といますか、年代が上がるほどエレベータという設備についての意識があることが伺えま

す。7ページですが、今回一部抜粋しているの(6)となっておりますけれども、今後の県営住宅のソフト対策について期待する部分をお聞きしたものでございますが、こちらは御覧のとおり各年代とも、やはりそれぞれの現状の事情というものが色濃く出ていて、強く出ているという状況でございます。こういったような状況の御説明をさせていただきながら、3回、4回での委員会での主な意見等を8ページに記載してございます。それぞれ代表的といいますか、意見があったものを記載しておるのですが、高齢者やひとり親世帯と子育て世帯といったところにも着目したような御意見が非常に多いということでございます。続いて二つ目の論点「供給方法と体制について」ということで資料9ページから12ページを御覧いただきたいと思っておりますけれども、公営住宅を設置している県内市町村へのアンケート調査結果をまとめたものでございます。9ページの(1)公営住宅の見込みにつきましては、上が市でございます。下が町村ですので、市のほうは人口減少ということを見据えながら今の数は全体的に減らしていくということが色濃く出ております。町村につきましては、減らしていくというのと現状維持というようなイメージをお持ちということで分かれているところです。(2)の公営住宅以外。一定の所得制限とかそういった入居の制限がない、割とフリーに入らせていただくという目的で作った、それぞれの単独の住宅でございますが、こちらにつきましては、当然、移住施策との関連もございまして、市のほうは、人口圏の中でも減らすよりも変えないほうが多いということですし、町村においては増やしていくという回答もここで少し多く出ているような状況でございました。10ページは、そういった御自分で公営住宅を持っている市町村が、県営住宅に望むことというようなかたちでお聞きしたものでございますが、市はそれぞれ自分のところは減らしていくということを御回答いただくんですが、県には増やしてほしいとか変えないでといった回答が半分以上占めてございまして、県と市町村との違いは正直ございましてということが明らかにはなっています。そんな中、県営、市町村営にかかわらず公営住宅として長期的に安定供給するための御意見といたしまして11ページ、12ページに御意見のアンケート的なものをお聞きしましたけれども、11ページが市でございますけれども、市においては、利便性に着目した県営、市営の統一的な協議とか調整みたいなかたちをしていくべきではないかと。そういったものを望むような声が多くございました。また、町村におきましては、御自分で設置しておるんですけども、なかなか管理も大変ということで町村ごとの管理運営で何か体制づくりというのができないかなという、そういったものを望む声が多くございました。13ページにつきましては、委員会でのこういった資料とかを御説明した上で、委員会でいただいた主な御意見を記載してございます。公営住宅に関しては、市と町村で少し必要性とか考え方に違いがあるようなので、県営住宅の方向性についても市と町村に設置しているところと少し異なるような対応も考えていくこともできるのではないかと。御意見もいただいているところでございます。最後三つ目の論点でございます。公営住宅の柔軟な利活用についてということで、委員会のほうで自由にいろいろ御意見をお聞きしてはおります。状況を御説明いたしますと、14ページに県営住宅の管理戸数のイメージ図を記載してございますけれども、現在、管理戸数は1万4600戸ほどでございます。そのうち今後10年間で古いところを直して2000戸は用途廃止ということで減らしていくという見込みでございまして、そうしますと継続管理していくのが1万2600戸

ほどの、14ページで見ますと青の濃い色の部分になりますけれども、そのうち1万800戸ほど、現在の入居状況とかを考えますと、入居がそのままおり、未入居、一時的なものも含めて人が入っていないという住戸を1800戸程度あるというふうに想定しています。空き住戸につきましては、突然の需要というようなところに応えるべき必要がありますので、貸さずにストップしているというような福祉目的といったものの家の住戸数。それから前の方が退去して修繕が終わって次の募集まで応募を待っているような、次回の募集で人に入っただけ空いているところ。それから出たばかりとかも含めまして修繕しないとまだお貸しできる状態にならないような住宅というのが900戸ほどございまして、そういったものを見ても空き住戸というようなかたちで、割と1万4600戸のうち、今後自由に少し使えそうなのが全県で650戸程度かなという推計をしているというお話をさせていただきました。最後になりますけれども、15ページ、16ページにつきましては、そういった空き住戸につきましては、国におけるこども・子育て政策の強化を行っております。そのなかで子育て世帯に対する住宅支援の強化というものも当然打ち出してございまして、公営住宅において子育て世帯や若者世帯を積極的に入居させる取り組みなどを実施していくという方向性は示しているところです。ただ、どのようにとか新しい制度とかということを具体的に言われているわけではなくて、公営住宅につきましても入居につきましては、様々な制限と言いますか厳格な規定があるものの、空き家という状態が続いているというようなことであれば、目的外使用という言い方にはなるのですけれども、柔軟ないろいろな活用が考えられるところから、専門委員会においても、何かいろいろなアイデアベースでも結構ですので、何か、こんな取り組みも面白いのではないかとといったことをお聞きしているという状況でございます。本日は委員の皆様におかれましても何かお気付きの点があれば是非、御意見をいただければと思っておりますのでございます。説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

○武者会長

ありがとうございました。この件については、かなり、あり方検討委員会のほうで非常に議論を重ねていただいて、きょう御紹介していただいた中でも、非常になるほどそうだなという意見が多く出ているかと思えます。こちらの審議会のほうでは時間的にすべて議論するというかたちではないので、もしお気付きの点、補足的に御意見いただければありがたいと思いますが、いかがでしょうか。

○竹内委員

ちょっとすみません。まったく素人で分からないことなんですけど。14ページの継続管理の1万2600戸のうちの空き家の左側の福祉目的空家というのは、例えば大きな災害が来たときに急に必要になるとか、そういう目的でこれだけあるということによろしいんですか。

○事務局（建築住宅課 樋口公営住宅室長）

はい。全県で50戸ほどそういった災害時とかの対応とか必要に、すぐお貸しできるよう

にという意味で空けているということです。

○竹内委員

ありがとうございます。

○武者会長

ほか、いかがでしょうか。江口委員さん。

○江口委員

是非、柔軟な取り組みをしていただくようになったならば、われわれのところに来たんですけれども、ジェンダーの人が1名。それと内縁というんですか。結婚できない、いろいろな子どもの関係、お別れはしているらしいんですけど、一緒に生活はしているんですけども、夫婦じゃないから入れないというようなことで民間のところを探しに来られたりしている人たちがいらっしまったものですから、そういった方々を受入れるようなあれには、今なっているんですか。

○事務局（建築住宅課 樋口公営住宅室長）

ジェンダー関係の話ですけども、本県は本年度から新しく届出制度というのを全県で始めました。県営住宅の入居の申し込みの要件につきまして、婚姻関係でないという言い方はしてはおりません。ですので、パートナーシップ制度として認定された方は、いわゆる先ほどの内縁ですとか、社会的に夫婦というようなかたちで認められているものは、OKにしていますので、パートナーシップ制度を導入したことで県営住宅に関しては入居の申し込みはできるようには、この6月からなっております。

○江口委員

6月からなんだ。

○事務局（建築住宅課 樋口公営住宅室長）

パートナーシップ制度の導入でそんなかたちでなっています。

○江口委員

もう少し前の話だったから。

○武者会長

なっているということで、今は大丈夫ということですね。荒井委員。

○荒井委員

2ページ目ですけど、結構低い割合しか公営住宅に入れていないのは、民間で十分補えているからなのか、それとも公営住宅が足りないという分析なのか、教えていただければ。

○事務局（建築住宅課 樋口公営住宅室長）

基本的に、一定の所得以下の方がすべて公営住宅に入るということは当然なく、持ち家がないということで住宅に困っているという状態ですので、そういったところでいきますと、高齢者の方というのが、全県のほうは御自宅も含めた世帯ですので、高齢者の方が公営住宅に入りきれないとかという状況ではないかなど。公営住宅の数を10年後くらいに国の一定のルールで推計はするのですが、そうした中で本県の公営住宅数は、県営と市町村営を合わせた中で、推計上では4000戸以上多い状況にはなっています。そんなことで10年後には2000戸県営住宅も減らしていきましようというプランは作ってはいますので、絶対数にすると、ほどほど欠けてはいるという状況かとは認識しています。

○武者会長

よろしいでしょうか。ほかいかがでしょうか。いずれにしても、この問題というのは、やはり建物のライフサイクルでいくと、社会部分の変化とかあるいは人口構成の変化とかサイクルというのは違うことに一因するものですよね。なので、ここはやはり政策的に少し先を見る目で要請に対応していただかないと、どうしてもひっ迫が出てくるころだと思いますので、議論のほうは結構専門委員会のほうでかなり尽くしている感じも印象としてはありますので、それを踏まえて少し踏み込んだ政策をお願いできればと思います。よろしいでしょうか。それでは4番目、最後の議題に入りたいと思いますけれども、審議事項（4）「住宅分野におけるゼロカーボンの推進について」ということで御説明お願いいたします。

○事務局（建築住宅課 山田主任）

建築住宅課企画係の山田と言います。住宅分野におけるゼロカーボンの推進について、資料4-1、4-2、4-3を通して説明させていただきます。よろしく申し上げます。まず資料4-1「令和5年度信州健康ゼロエネ住宅普及促進協議会の取組みについて」を御覧ください。本協議会につきましては、昨年度令和4年度に設立いたしました。本年度からは独立行政法人住宅金融支援機構様と長野県住宅供給公社様にも御参加いただきまして、計21団体等でさらなる信州健康ゼロエネ住宅の普及促進に向け、連携して活動を進めてまいりたいと考えております。令和5年度の協議会スケジュールを1ページ目に記載してございます。本年度は普及促進部会、県産木材活用推進部会、指針住宅研究部会の三つの部会を設置し、部会による検討を進めたいと6月、9月、翌年2月に開催予定の協議会で議論を進める予定となっております。また昨年度も実施いたしました。11月を軸としました信州健康ゼロエネ住宅普及促進強化月間を設定いたしまして、集中的に普及啓発を行っていきたくと考えております。なお本年度は県で実施する普及啓発事業についても、ばらばらと実施するのではなく、広報戦略を策定したうえで一元的に実施してまいりたいと考えております。皆様のお手元にお配りしておりますゼロエネのロゴ入りのリーフレット。新築とリフォームのタイプがあると思いますけれども、そういったもので、前のほうに掲示してございますポスター。こういったものだけではなくて新聞の紙面広告や住

宅の専門雑誌、インスタグラムやYouTubeなどのウェブ広告媒体。テレビ番組やCMなど多種多様な広告媒体を活用いたしまして、信州健康ゼロエネ住宅の認知度の拡大に務めてまいりたいと考えております。10月からは専用のホームページも開設いたしまして、さらなる情報発信をしていきたいと考えているところでございます。2ページ目を御覧ください。令和5年度協議会の部会についてですけれども、今年度は記載の普及促進部会、県産木材活用推進部会、指針住宅研究部会の3部会を記載の構成団体で活動を進めてまいりたいと考えております。各部会の詳細な説明は割愛させていただきますが、今年度から新たに立ち上げました県産木材活用推進部会についてのみ簡単に説明させていただきたいと思えます。飛びまして5ページ目を御覧ください。信州健康ゼロエネ住宅の普及促進に必要な県産材の供給状況等については、これまでも実施してきました県内の工務店へのヒアリングなどにおいても課題としてお聞きすることが多いのが現状でございます。県産材の需要者と供給者の双方の状況を把握した上で、県産材の円滑な活用に向けた情報共有の連携ができればと考えております。また県の林務部とも連携いたしまして、一緒になって進めていければと考えているところでございます。資料4-1の説明は以上となります。続きまして、資料4-2「令和5年度信州健康ゼロエネ住宅助成金申請状況」について説明させていただきます。1ページ目、令和4年度と令和5年度の助成金の申請状況の実績を掲載してございます。下段の令和5年度の申請状況を御覧ください。ここの記載は、古い記載になっておりますが、昨日時点の情報で説明させていただきます。去年度はゼロカーボンにつきまして、県として優遇すべき基準であります推奨基準以上への助成額を拡充したこともありまして、現時点での申請件数は75件。うち推奨基準以上が43件。申請件数に占める推奨基準以上の割合が、令和4年度は36%だったものが、今現時点だと57%へ増加し、1件当たりの平均の助成額についても80万円から120万円にアップした状況となっております。住宅の高性能化を進めていく上で課題であります、施主様の掛かり増し費用に対する負担軽減ができ、住まい手はもちろん住宅の高性能化に取り組む工務店さんからも高性能化を後押しする施策として非常にお喜びをいただいているところでございます。リフォームにつきましては、現時点でZEH化リフォームが4件、健康省エネリフォームが36件、計40件の申請状況というかたちになっております。リフォームについては、より有利な金額、国のほうへ助成金、補助金の影響もありまして、申請状況が昨年度よりも進んでいないといった状況になっております。資料の4-2の説明は以上になります。最後、資料4-3につきましては、県の住宅分野のゼロカーボンの実現に向けたロードマップとなりますが、前回の会議でも内容を説明させていただきましたので、参考までに御覧いただければと思っております。資料4の説明は以上となります。省エネ精度の高い住宅の普及に向けまして御意見をいただければと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○武者会長

ありがとうございました。以前から審議会でも広報関係を頑張っていたきたいということで、かなりいろいろと施策を打っていただいている感じがしますけれども。いかがでしょうか。これは、いろいろと頑張っていたいただいている一方で、やはりなかなか実績が想定を下回っている状況で、今年度もどうですかね？去年より改善されているものの、結構

想定に届くかどうか、ややギリギリなところという感じですがけれども、この辺の要因といいますか、何か県のほうで認識している部分というのは、あるんでしょうか。

○事務局（建設部 塩入建築技監兼建築住宅課長）

一つには、やはり住宅の価格そのものがかなり高騰しております、特に持ち家住宅の着工が昨年度は、前年度に比べまして1割近く少なくなっている状況がございます。そういった、なかなかお建てになるのを少し慎重に考えられているような状況があるということがございます。それとあわせまして、一方では、省エネの住宅に対する様々な支援制度、国を含めまして現在展開されておりますので、そういった中で、県といたしましては、競合するということではなくて、それぞれの御事情に応じて一番よい支援の方法を選んでいただきたいということで進めておまして、実は先ほどお配りをしたリーフレットの中に、本年度から、国の制度と補助制度の比較の表を加えさせていただいております。その中で実際に一番、その方のお建てになるものにふさわしいものをお勧めしておまして、そういったことも県の制度の利用には、件数としては表れにくくなっているということがあろうかと考えております。

○武者会長

これは競合他社との比較で親切な表ですね。

○荒井委員

実は一番強敵は国だと思っております、こどもエコすまい支援制度があるかと思いますが、その補助金が100万円くらいなんです。その基準が正直言って県よりも甘いんですよ。県のほうも先行しているんですよ。だから県のほうが実はちゃんと考えているとは言えるんですけど、国のほうが甘いものですから、工務店さんが圧倒的にそちらに行っている。そっちに流れちゃっている。ですから今、推奨基準のほうが増えているというのは、その表れで、推奨基準じゃない、最低基準のところが増えないというのは、実は国のほうをやったほうが80万~100万みたいな、そういうちょっと、下世話な言い方なんですけど、その基準が、こういうのがたくさんあげちゃうっていうのがあって。今たぶん予算90%くらいっていう、ものすごい勢いで今上がってきています。90%くらいまでいっちゃって、たぶん8月もたないんじゃないかな。終わっちゃいますから、そのあとは、一気に信州のほうにはくると思います。

○武者会長

そういう状況の中で非常に頑張っているということですね。

○荒井委員

そうですね。ですから、かなりきついことを要求されているので、設計側も施工側も非常に戸惑う場合がある。やはり申請が面倒くさいです。ですから、たぶん限られた業者さんといいますか、設計を考えた設計者、それから施工会社さんも限られた施工会社さん

が積極的に使っていて、そうじゃない人というのは、まだ分かれちゃっているという印象がありますので、あまり使っていない方たちに対して、どうやって是非使いましょうよというのを訴えかけていくかというのが、難しい部分。でも、かなりやっていかなければいけないことだろうとは思って。

○武者会長

今のお話だと、施主のほうがこれを使いたいよと言っても、設計側がちょっとうちではってというような状況もあり得るってということですか。

○荒井委員

あり得ます。面倒くさい。

○武者会長

なるほど。

○荒井委員

ざっくり言っちゃうと面倒くさいので。それをやるとお金もかかるし、やめておきますか、みたいな言い方になってしまう可能性があります。よく内容を分からずに、そういうふうと言っちゃう可能性があると思います。

○武者会長

なるほど。その辺も課題ですよ。分かりました。ほかいかがでしょうか。いいですかね。どうぞ。

○田中委員

今言われた比較の表が非常に分かりやすく、私も実際にこれを使わせていただいて。うちに来るお客さんは太陽光にしたくないのでこっちにならなくて、今こどもエコが終わるまでに申請ができるかどうかという。正直100万円申請できれば住宅を考えているお客さんの予算を超えるので設計基準を超えるというところがあるんですけども。非常に、例えば申請が着工後でもよかったりとか、そういうところが非常に負担の軽減を比べるとやりやすいかなというふうには思うので。あとは今荒井委員さんが言われたとおり。あとは何がネックなのかというところをもうちょっと作り手側のそこら辺がフォローできる体制があれば。たぶん今82%ですね。エコのほうは82%なので、それが終わるとたぶん。県産材の使用要件も以前に比べると少し柔らかくしていただいているので。ところが、われわれの県産材を利用していただきたいんですけども、そういうところもまたやはり県産材とのコストバランス。本当に着工数が減っているというなかで、やはり予算の要因でどうしても新築を諦めるというお話しは結構出てきていますので、あとはもう少し何を面倒くさいと思われる事業者さんが、どういうことをすればよりよくなるのかというのは、ちょっと私も今これなんじゃないかというのが思い出せなくて申し訳ないんですが、これも

ヒアリングしていただいて後半でやればいいんじゃないかと。あと質問を1点なんですけど、これは想定件数を超えた場合は、予算は増えるんですか。予算は組めるんですか。

○事務局（建設部 塩入建築技監兼建築住宅課長）

予算ですので、お約束ということにはなりませんけれども、是非頑張ってもらいたいと思います。

○田中委員

じゃあ、そのようにまた期待させていただいて頑張らしましょうと。例えば、国は何パーセントで終わりと言いますが、県のほうは、あればあるだけ皆さんに頑張って、県のほうで頑張ってもらえるということで期待させていただければと思います。

○武者会長

よろしいでしょうか。では、今出たような課題は、もう少し御検討いただければと思います。それでは、議題のほうはこれで終わります、最後に報告事項ということで4点ございます。若干時間が押してしまっているので、かいつまむようなかたちでお願いできれば幸いです。

○事務局（建築住宅課 泉建築企画係長）

建築住宅課建築企画係の泉と申します。よろしくお願いたします。報告事項の（1）と（2）について説明させていただきます。「長野県総合5か年計画の策定について」ということで、昨年度、当審議会でも御意見等をいただきました長野県総合5か年計画になります。お手元に2冊の冊子を用意しております。大きいほうが「しあわせ信州創造プラン3.0」と書いたものと、小さいほうが計画の考え方を広く県民の皆様と共有するために作成した「VISION BOOK（ビジョンブック）」というものになります。お時間の都合上、大きいほうをかいつまんで説明させていただきます。表紙をおめくりいただきまして、右上に、計画の位置付けがございませけれども、県づくりの方向性を県民と共有しまして、県とともに取り組むための、いわば共創型の総合計画とさせていただきます。今年度から5年間の行動計画となっております。下のほうに基本目標がございませけれども、「確かな暮らしを守り、信州からゆたかな社会を創る」ということを基本目標とさせていただきます。ページをおめくりいただきますと、施策の総合的展開というのがございます。政策の柱を5本立てて用意しておりますけれども、令和3年度に、こちらの審議会のほうでも、長野県住生活基本計画を決める際に御議論いただきまして、その際に住宅分野というのは、単独ではなくて、環境だったり、福祉だったり、林業だったり様々な分野と密接につながっているということで、あらゆる柱にまたがるようなかたちで住宅分野が位置づけられています。128の施策達成目標を設定していますが、そのうち40を主要目標として掲げてございまして、住宅分野では、一番左の1の政策の柱の下のほうの主要目標の上から二つ目、新築住宅におけるZEHの割合といったものが、施策の主要目標となっております。それからページをおめくりいただきまして、こちらのほうは、新時代創造プロジェク

トということでございますけれども、社会経済システムの転換や施策の新展開・加速化、他に先駆けた取組等を横断的に特に進めていく必要がある施策をピックアップしまして、8つの新時代創造プロジェクトということで取り組んでおります。2番目に登場します、ゼロカーボン加速化プロジェクトについて先ほど言ったような関連施策として住宅分野も絡んできますし、これ以外のプロジェクトにも住宅分野に絡んでくるということになっております。それから最終ページ、裏面になりますけれども、こちらのほうは地域計画ですね。10の広域圏ごとに独自性を発揮した地域計画ということになっておりますので、またこちらのほうも御覧いただければと思います。それから次の報告事項(2)、資料5になりますけれども、令和4年度住宅市場動向調査について、御報告させていただきます。こちらのほうは国土交通省が行っております「住宅市場動向調査」の結果が、今年の3月に公表されましたので概要を御報告させていただきます。調査対象は令和4年度中に住み替え、建て替え、リフォームを行った世帯を対象として、表に記載の住宅の種類別に調査を行っております。こちらは全国の調査になりますので、長野県単独といった結果は出ておりませんけれども、ご了承いただければと思います。ページをおめくりいただきますと、参考1というところがございます。上の段ですね。住宅取得等の過程におけるインターネット活用状況ということでございます。グラフにつきましては、注文住宅、分譲戸建、分譲集合、既存戸建、既存集合住宅、民間賃貸住宅の六つのグラフございますけれども、いずれも黄色の棒グラフのインターネットを活用して情報収集されている方が非常に多い結果となっています。一番少ない民間賃貸住宅でも6割以上という高い割合でございますけれども、一方でオンライン会議システムを活用した物件説明、商談だとか、電子契約といったのは、まだまだ低い数字にとどまっているかなということが見てとれます。それから下に移りまして、参考2ですね。在宅勤務等のスペースの状況でございますが、右下の民間賃貸住宅以外は、黄色の棒グラフですね。専用の専念できるスペースだとか個室があるという回答が多い状況でございますけれども、賃貸については、そのようなスペース、個室といったようなものがないと答えたのが一番多い結果でございました。それから次のページにさせていただきますと、参考3になります。宅配ボックス設置の状況でございますが、こちらのほうは分譲集合住宅ですね。既存の集合住宅もそうなんですけれども、集合住宅系につきましては、設置ありとの回答の方が多い状況ではございましたが、戸建住宅と民間の賃貸については、まだ少ないという状況でございました。それからその下、参考4ですね。そちらのほうは既存住宅にした理由(しなかった理由)ですけれども、左側につきましては、既存の戸建て住宅を購入した方に対するアンケートなんですけれども、「予算的にみて中古住宅が手頃だったから」という回答が一番多かったんですけれども、新築にこだわらないという方も年々増加しているという状況でございます。右側につきましては、新築の分譲戸建てを購入した方の中古にしなかった理由ということでございますけれども、「新築の方が気持ち良いから」という回答をした方が多いですけれども、前年度に比べたら減少しているという状況でございます。参考の1から参考3の3点につきましては、新型コロナウイルスを受けて新たな調査項目ですので、令和3年度までのデータはございませんが、今後これらの項目についての動向を注視しつつ、また参考4にあるように中古住宅へのこだわりが減ってきているということも見てとれます。今後良質な住宅取得の流通拡大が、

やはり求められるという状況でございますので、そのような観点で、今後の住宅施策に反映できればと考えております。説明は以上になります。

○武者会長

ありがとうございました。きょう平賀委員さん欠席されているのですが、御意見をいただいております。ゼロカーボンのところで、御意見をいただいているんですね。全部読み上げると時間がないので、簡単に御紹介だけさせていただければと思います。平賀委員さんは、ゼロエネの施策について、それだけが先行してしまうと、ゼロエネ住宅のために住むという選択肢になってしまうんだけど、本来は信州らしい暮らしの中で、ゼロエネが選択肢の一つになればいいなというような。あまりゼロエネ住宅の比率を高めることが目的化しちゃうと危険じゃないですか、という御意見が1点と。もう一つが、信州だと例えば、隙間だらけのログハウスに薪ストーブソーラーでも十分ゼロエネになる可能性がある。なので、ゼロエネ、イコール高気密、高断熱イコール信州らしいというような流れには、あまりしないでほしいというような御意見がありました。いずれもそのとおりかなというふうに思います。すみません。ちょっと補足でした。それでは今の御説明ですね。5か年計画と住宅市場意向調査について、何か。これは報告ということですがけれども、何か御質問等あれば。いかがでしょうか。

○竹内委員

住宅を購入するというのは、ある程度年代が若い方なので、インターネットの活用が多いとか。それから今の若い方は比較的新築にこだわらない傾向になってきているとかっていうのは、受け取れて面白かったというに変ですけど、なかなかこれからのことをちゃんとしっかり分かって、これはいいと思います。以上です。

○武者会長

そうですね。こういう動向も刻々と世代によって変わってきますので、われわれもその辺をキャッチアップしながら考えていきたいと思います。

○江口委員

是非お願いしたいのが、アスベスト。この問題がこれから出てくると思うんですけど、集合住宅の話もあって。この4月からすぐ、いや応なしに、この5年間、前からこの話が出ていながら明日になったらどうしようという、みんな今。それでお願いごとしていうのは何かというと、長野県に結局、廃棄場所がないもので、是非とも長野県のどこかにしていただかないと。この間も話に出たのが、電気なんかの機械とか水銀ですか。ああいうのが入っていて組合みたいのを作って、1トンをLEDに変えるからということで、照明器具の荷物1トンをわざわざ富山や岐阜にまで持って行くなんていうことをするより、組合みたいのを作って、そこである程度まとめて廃棄するという話になってたんですけど、これは何か考えていかないと、本当にとんでもない話。

○事務局（建設部 塩入建築技監兼建築住宅課長）

今のお話は、例えば建て替えとかリフォームの費用にも反映されてくるような話でしょうか。

○江口委員

もちろんすごい金額になっています。これが、われわれ調査士の問題か、ある人の話から。ものすごい話なんですけども、10月からなんですよ。だけども今、恥ずかしい話、うちの市もこのあいだ初めてそれを知った。私たちがどうやっていくんだと聞いたならば、そんな法律あるんですかっていうことから。知らない市町村も結構あるもんですから。

○武者会長

その辺はじゃあ、県に少しリーダーシップを取っていただいて、何か対応をする必要がありますよね。

○江口委員

場所だけでもいいからあれば。運搬費だけでも、とんでもない金額。県外まで持って行く。それで、田中さんのほうじゃないけど、材木だけは県のやつを使えと。廃棄するのはみんな県外に持って行けっていう、おかしな話も出てくるんじゃないかと思うので、何かそういったものを。ここの会議じゃないと思いますけれども。

○武者会長

その点は少し、また然るべきところで情報伝達いただければと思います。

○荒井委員

ちょっといいですか。

○武者会長

どうぞ。

○荒井委員

これの冊子の中の、ページ数は分からないんですけど、ゼロカーボン加速化プロジェクトの中で、「長野県版初期費用ゼロ円ソーラーモデル」というものが書いてあるんですが、その「長野県版初期費用ゼロ円ソーラーモデル」ってあるんですか。

○事務局（環境部 室賀環境政策課長）

環境部環境政策課の室賀です。こちらは県の施策の中で、リーディングアクションということで、現在検討するということで、検討中であります。ただ、長野県版というか、実際、ゼロ円ソーラーの普及につきましては、かなり県外の大企業から県内の企業様に、やはり取り組みをされていて、そういったすでにある企業様のソリューションをどう広げて

いくかというところが、一番のカギになっていくのではと思っております。どんなかたちで各住宅、既存住宅も含めて普及をしていくのか、現在検討中でございます。いずれ年度内には発表できるようにしたいというふうに検討しております。

○荒井委員

じゃあ、これはまだできていないということか。

○事務局（環境部 室賀環境政策課長）

現在検討中です。

○荒井委員

大企業とか、そういういろいろなところが今ゼロ円でやってくれるんですけど、結構真剣に調べていくと縛りがあるんですね。例えば15年間ずっと払い続けるというか、つまり発生した…

○事務局（環境部 室賀環境政策課長）

そうですね。

○荒井委員

ありますよね。それを必ず払っていかなければならない。途中で、例えば蓄電池にしたっていうふうに考えてもできないっていうのが、それなりにあるんですよ。そういう実は落とし穴があるのが、皆さんよく分かっていなくて、ですから県の場合は、そこら辺っていうのは、ものすごく明確にして是非やっていただきたいと思います。蓄電池に蓄えるのが最も省エネのはずですけど、それをできない仕組みって実はいっぱいあって、その辺のところを是非よろしくお願いします。

○事務局（環境部 室賀環境政策課長）

そういった企業様の御意見をいただいた上で制度を構築していこうと思っておりますので、またお伺いし詳しくお聞きしたいなと思っております。

○武者会長

よろしいでしょうか。ほかいかがでしょうか。よろしいでしょうかね。それでは続いて3番と4番の報告事項について、御説明をお願いしたいと思います。

○事務局（建築住宅課 遠藤建築企画係）

建築住宅課建築企画係の遠藤と申します。私からは報告事項の（3）ということで、空き家対策について「空き家等対策の推進に関する特別措置法の改正」および「長野県空き家利活用アドバイザーの就任について」御報告させていただきます。資料6-1を御覧ください。居住目的のない空き家は、今後も増加していく見込みであるとされる中で、特定空

家となる前から実効的な取り組みができるようになることをポイントとしまして、初の法改正が行われます。概要は資料に記載のとおりで、改正の柱は大きく三つございます。空家活用の拡大、適正管理の確保、周囲に著しい悪影響を及ぼす特定空家の除却の容易化であります。具体的な改正の項目としては、時間の関係でかいつまんで御説明させていただきますが、まず、オレンジの枠の中の一番上に記載があります、市町村が区域や活用指針を定め、用途変更や建替え等を促進する「空家等活用促進区域」の創設ですとか、青枠内、管理不全空家という新たなカテゴリーが創設されまして、特定空家になる前であっても適正に管理がなされていない場合、市町村から勧告を受けますと、特定空家同様に固定資産税の住宅用地特例が解除されるなどといったことがございます。改正法の施工時期は具体的には現在示されておりませんが、遅くとも年内の施工となります。現在、改正施工に係る具体的な運用が示されていないことから、これらが示されるのを待って、県としての今後の対応について検討してまいります。次のページに資料6-2を添付いたしましたが、本日時間の関係で説明を割愛いたします。興味ある方は御覧いただければと思います。続きまして資料6-3を御覧ください。長野県空き家利活用アドバイザーの就任についてです。県内の空き家の現状としまして、地域に使える空き家があるのに使えないといった情報が多方面から寄せられてまいりました。解決策について関係者と意見交換を重ねるなかで、空き家を提供してもらい新たな活用者のもとにつなげることができるプレイヤーが必要であり、さらに、このプレイヤーは地域からの信頼ですとか、個別の諸事情に対応できるだけの幅広い専門知識を兼ね備えている必要があるという結論に至りました。さらに長野県内では、こういった空き家に精通した専門人材の存在が地域内で不足しているということが課題として見えてきたところです。これらの背景を踏まえまして、県としての取り組みの対処といたしまして、県内で空き家の利活用に積極的に取り組み、全国的にも実績を認められております、当該分野の有識者兼プレイヤーである辰野町在住の一般社団法人〇(まる)と編集社の代表・赤羽孝太(アカハネコウタ)氏を今年5月に長野県空き家利活用アドバイザーに委嘱させていただきました。1枚めくっていただきますと、赤羽氏は、空き家は地域の宝というような考え方をお持ちで、辰野町内での「さかさま不動産」の仕組みの導入ですとか、先進的な取り組みを行うとともに、辰野町と連携した新たな空き家利活用施策を意欲的に展開するなど、その活動の幅を広げております。赤羽氏関連の今後の取り組みといたしましては、9月に県主催の関係者向けセミナーに登壇いただき、先進的事例としての取り組みを御講演いただくとともに、赤羽アドバイザーを活用しました次年度の施策について検討してまいります。空き家対策に関する報告は以上となります。

○武者会長

これはこれで御質問を受けたほうがいいんですかね。いかがでしょうか。よろしいですかね。これは赤羽さんが選ばれるようになった経緯というのもおかしいですけど、何か一方だけに焦点があたるというのは、何かそれなりに理由があるかと思うんですけども。

○事務局(建設部 塩入建築技監兼建築住宅課長)

まず、最初の委嘱ということになったということのきっかけといたしますと、先ほどの

中でも説明いたしました「さかさま不動産」の取り組みですとか、辰野町で実績として実際に活動されておりました、そういった中の動きを県といたしましては、状況として承知する中で委嘱に至ったという状況でございます。

○武者会長

これからも、またこういう方を増やすとかそういうことではないんですか。

○事務局（建設部 塩入建築技監兼建築住宅課長）

現時点では、なかなか相当する方が、たくさんいらっしゃるということではございませんので、今のところは特段の新しい動きというのは聞いておりません。

○武者会長

分かりました。よろしいでしょうか。それでは最後に4番目ですね。お願いします。

○事務局（林務部 小林県産材利用推進室長）

4番目の「持続的な木材供給が可能な森林づくりについて」ということで、私、林務部県産材利用推進室長の小林と申します。説明させていただきます。ということで、私からは、県産木材をめぐる林業木材産業に関する取り組みについて、ごくごく簡単に説明させていただきたいと思います。資料7を御覧いただければと思います。現状と課題ということで、右に簡単なグラフがついておりました、折れ線グラフが県内の木材生産量の推移になります。このところ急激に伸びてきているような状況で、令和3年で62万5000m³というような値になっています。棒グラフのほうが木材製品の出荷量ということになりまして、ほぼ横ばいというような状況かなというふうに思います。この現状と課題の二つ目の丸のところに記載がございますとおり、コロナ禍における木材需要の落ち込みですとか、ウッドショックで需給がひっ迫しているというような急激な社会変化が起きておりますけれども、こうしたことに左右されにくい木材流通体制ということが求められているというふうに認識しております。ぐっと飛んで、一番下のところに施策体系というものがございまして、木材の流れは、よく川上から川下までということで川の流れに例えられるんですけども、素材生産を担う者が木材を切り出して製材工場で加工されて、建築士さん、工務店さんなどを経て、住宅として最終的に需要者に届くというような流れの中で、それぞれの段階に応じた施策を展開しているところでございます。この中で、川上にあたる森林側の分野というのは皆様になじみが薄いかと思っておりますので、ここだけ少し補足させていただきますと、右側のベージュの色のところの一番下の囲みに、主伐・再造林の加速化というふうにありますけれども、今の県内の森林の状況というのは、大体60年製前後の森林がすごく偏ったかたちでございまして、これを伐採して活用して新たに植林をして、将来の世代の人たちのために、また森を造成していくということも大事なかと考えております。そうした中で林業の分野では、主伐・再造林ということで専門用語を使っておりますけれども、貴重な森林資源である木材を活用しながら、新たな森を作っていくという、この取り組みを現在、力を入れて取り組んでいるところでございます。次に裏の面を御覧いただきたい

と思います。中段に「トピックス」ということで、「信州ウッドコーディネーター」と記載してございます。県産材の販路拡大ですとか商談の場の創出などに取り組む専門家をお願いしておりまして、木工造を得意とする設計者の方ですとか、木工品など暮らしに身近なウッドチェンジの取り組みを得意とする方。それから木材の商社と太いチャンネルをお持ちの方など、現在8名の方をお願いしておりまして、それぞれの経験ですとか人脈などを生かした活動をお願いしているところでございます。例えばということで、右側に垂直連携の事例というふうに記載してございますけれども、地域の山から木材を切り出して、地域の製材工場で加工して、地域の工務店で活用するという、かつては当たり前にあったような流れが時代とともに途絶えてきているということもございますので、最終的に信州健康ゼロエネ住宅として施主さんに県産材をお届けできるような確かな流れというものをコーディネーターに関わっていただくことで少しお役に立てればというふうに考えているところでございます。コーディネーターの情報につきましては、県の公式ホームページにも掲載しておりますけれども、個別の相談にも応じてまいりたいと考えておりますので、お気軽にお問合せいただければありがたいなと考えているところです。私からは以上でございます。

○武者会長

ありがとうございます。この件につきまして、何か御質問等ありますでしょうか。江口委員。

○江口委員

是非お願いしたいのが、このあいだ、たまたま建築士会で会議があったときに、キソヒノキの話になって、本当のキソヒノキって漢字で書いてあるやつがあるんですってね？

○事務局（林務部 小林県産材利用推進室長）

はい。

○江口委員

平仮名のやつは偽物だとかなんとか言われて。それって本当なんですかね？

○事務局（林務部 小林県産材利用推進室長）

本当なんです。

○江口委員

われわれは分からないんですよ。こういったPR自体も足りないんじゃないかなと。キソヒノキと書いてあればいいと思っていたんですけれども。違うんだと言われて、嘘だと。じゃあ何が正しいんだっていう話。だから、そういったのも是非とも今後は県産材として。根羽に行ったときも根羽杉を買いにいったら、根羽のヒノキもいいから根羽のヒノキを買っていけて、根羽のヒノキ安かった。組合長の鈴木さんのときね、したけども。あのと

き、あとから聞いたら、杉林の中に出てくるヒノキのやつってあまりいいヒノキじゃないんだってね。森林組合の鈴木さんから教えてもらったりして、そういったのが、われわれ建築をやっている連中でも知らない人がいっぱいいると思うので、能書きは言うけども、全然。私もキソヒノキっていうのを初めて知った。最近知ったところなんです。そんな違いがあるなんていうのは。だから是非ともそういうPRをお願いします。

○事務局（林務部 小林県産材利用推進室長）

ありがとうございます。山側の人たちも実は製材だとか工務店の皆さんとつながりたいという希望を結構お聞きしまして、やはりお互いの情報を交換できるといいのかなと思っておりますので、是非よろしくお願ひしたいと思ひます。

○江口委員

お願ひします。

○武者会長

木材は原産地保証制度みたいな、そういうものはないんですか。認証制度的みたいなものというのとは。

○事務局（林務部 小林県産材利用推進室長）

一応、信州認証製品というもの。要は性能を規定したものがあるとはすけれども、そういう認定はやっております。

○荒井委員

いいですかね。

○武者会長

はい。荒井さん。

○荒井委員

今、大芝公園、あれは南箕輪村になるのかな？あそこで松くい虫被害が。御存じですかね？被害を受けているのを。

○事務局（林務部 小林県産材利用推進室長）

はい。

○荒井委員

それで、松、すごいこんな直径でこれくらいあります。それも垂直に生えている赤松って初めて見ましたけど、あれが切らなければいけないような状況に陥ってきているんですよ。そういう情報というのは、市町村から県のほうに相談というかたちで気軽にできる

ような体制ってできているんですかね？われわれ民間の人間が行って、こう使いますよ、なんていって一生懸命、今働き掛けている状況なんですけど、そこはどうですかね？

○事務局（林務部 小林県産材利用推進室長）

地域振興局で、林務課もそうですし、建築のほうの担当の部署の皆さんもそうですし、一応、村の御要望ですとかというのは、御相談を受けたりするような体制になっているというふうに思っておりますが。

○荒井委員

相談というよりも、上からもっとガンガン言えないかなというふうに思っているんです。

○事務局（林務部 小林県産材利用推進室長）

そうですね。確かに私たちも林務の担当のほうに対しては、枯れたままにしてはあまりにももったいないと。あの立派な松っていうのを枯れる前に有効活用する方法というのを是非考えてほしいというのを、村には、そういう働き掛けはしているような状況です。

○荒井委員

やはりそうですね。その担当者も困りきって、第1回目はチップになっちゃったんですよ。そういうことでは、もう手遅れになっちゃいそうで。あの木はもったいない。

○事務局（林務部 小林県産材利用推進室長）

植えられたという経過も全部残っている、かなり歴史のある松というふうに認識しております、あれは生かさなない手はないかなというふうに思っています。

○荒井委員

基本的に松材って柱にして閉じ込めることができないんですよ。腐りやすい材料なので。いわゆる水平材で真っすぐにしたものっていうのは、また松は取りにくいんです。曲がっているのです。ところがあそこの松は垂直なので、いわゆる張桁材にも十分使えるという。そこら辺を何とかそこら中でアピールしていただくとありがたいんですけどね。みんながよってたかってほしいと言ってくれればなんとかなる。

○事務局（林務部 小林県産材利用推進室長）

あらためて現地のほうにも伝えたいと思います。ありがとうございます。

○荒井委員

お願いします。

○武者会長

ありがとうございます。ほかいかがでしょうか。よろしいでしょうかね。それでは、す

みません。時間がだいぶ押してしまいました。ここら辺で事務局のほうにお返ししたいと思います。

○事務局（建築住宅課 山田主任）

事務連絡となりますが、今年度の住宅審議会を2回に予定しております。2回目は年明けの1月ごろに開催したいと考えております。日程調整については後日照会しますので、御協力をお願いします。以上です。

○武者会長

ありがとうございました。それでは一応、議事のほうはこれで終わりたいと思います。お願いします。

○事務局（建築住宅課 佐々木主任専門指導員）

どうもありがとうございました。本日は武者会長様をはじめ、委員の皆様には長時間にわたる御審議をいただきましてありがとうございました。また熱心な御議論をいただきましたことを重ねて御礼申し上げます。それでは閉会にあたりまして、建築技監兼建築住宅課長の塩入から御挨拶を申し上げます。

○事務局（建設部 塩入建築技監兼建築住宅課長）

本日は各議題につきまして、大変貴重な御意見を賜りましてありがとうございました。本日いただきました御意見につきまして、しっかりと反映しながら今後の取り組みを進めてまいりたいと考えております。どうぞよろしく願いいたします。今後とも御指導賜りますようお願いいたしまして、閉会にあたりましての挨拶といたします。本日は誠にありがとうございました。

○事務局（建築住宅課 佐々木主任専門指導員）

以上をもちまして、当審議会を閉会といたします。本日は誠にありがとうございました。